

○ 財務省告示第二百六号  
平成二十八年六月二十九日施行  
条件等を次のとおり告示する。  
行二令第六号～第五条第十一項の規定  
政府資金調達事務取扱規則  
平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成  
国庫短期財務証券大臣麻生太郎

二 一 行二令第六号～第五条第十一項の規定  
法律発行の名称及び根柢記  
の法律発行の名称及び根柢記

四 三 二 一 行二令第六号～第五条第十一項の規定  
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に由機用「平、第十項、第に」金号法  
る参て札發によ競関を受「成十三年法律第七十五号」  
も加、「と日本銀行の」とい。規則は「昭和二十  
の者財同「とい」に付けるも「と日本銀行の」とい。規則は「昭和二十  
にご務時「とい」に付けるも「と日本銀行の」とい。規則は「昭和二十  
よと大にう「以入行」とい。規則は「昭和二十  
るに臣行。「以下札わす」とい。規則は「昭和二十  
發応がわ「以入行」とい。規則は「昭和二十  
行募各れ及「価れ」とい。規則は「昭和二十  
へ限國るび「価れ」とい。規則は「昭和二十  
以度債入価格競い入の規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 千 千 三	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 五 千 六 兆	面 六 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 百 九 百 九	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 万 額	応 額 市 ° ら み	競 争 市
円 百 円 千	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
十 六	三 三	額 範 特 の う	札 特
七 百	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
億 十	九 九	割 内 参 募 応	行 参
六 億	千 九	り に 加 額 募	「 加
千 九	百 五	当 お 者 を 價	と 者
三 千	百 五	て い ご 順 格	い う
十 百	五 億	る て と 次 の	第
四 三	八 十	° 各 の 割 高	。 I
万 万	四	申 応 り い	非
七 七			

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九							
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 期 限	償 入 期 發	行 ・ 札 競	非 別 格 I	者 債 第 加	特 債 參 場	国 債 市 場	入 札 發 競	価 格 價 格	発 行 競 格	振 替 單 位
平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 て の 百 円	額 面 金 額 と き は 還 年 期 月 銀 行 業 業 日 に	償 還 金 額 償 償 金 額 當 た し と き は 年 九 月 二 十 日 休 日 業 業 日 に	当 成 し 、 年 に う 、 つ 。 そ が 月 九 月 二 十 日 休 日 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 の 上 百 円 の 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	五 面 毛 額 百 円 の 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	五 面 毛 額 百 円 の 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	五 面 毛 額 百 円 の 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	五 面 毛 額 百 円 の 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	五 面 毛 額 百 円 の 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	五 面 毛 額 百 円 の 円 に そ に つ れ ぞ き 百 円 業 業 日 に	

厘額格厘額平す額の振  
 五面五面成るの記替  
 毛金毛金二。整載法  
 額以額十八数又の  
 百上百八十倍は規  
 円の円年の記定  
 にそに六金録に  
 つれつ六月額はよ  
 きぞき二十に、る  
 百れ百三十よ最振  
 円の円応六募錢  
 六錢募錢三も額口  
 価三と金簿の面座